

長野県信濃町議会

事績1 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

1. 通年議会としての政策立案及びチェック機能の発揮

政策立案機能を強化するとともに議会の監視機能の充実を図り、議会が主導的・機動的に活動できるように開催回数を年1回とし、会期を通年とした。通年議会として政策の立案に関わり進捗状況等について常に検証等を行うことができるようになり、チェック機能を発揮することができている。

2. 基本条例の制定に伴う政策形成及び提言機能の発揮

令和3年4月から施行された基本条例により、議会活動活性化特別委員会を設置し事業計画等の立案を行っている。議員の政策形成能力の向上を図り、議員研修を実施し、議員相互間の自由かつ達な討議が行われるようになった。また、町政の重要事項について、意思決定を行うとともに施策の調査研究及び行政機関への提言を実施している。

3. 予算決算審査等における監視機能

予算決算審査委員会を毎年特別委員会として設置し、予算決算審査について事前に協議及び審査を行い、議会としての権能を強化している。議会として意見を付した審査意見については、対応状況等の報告を求めるよう監視機能の強化に努めている。

4. 意見書提出権の活用

町内外を問わず請願はもちろん陳情もすべて受理しており、採択されたものについては発議として意見書の採決をしている。採決された意見書については、関係機関等に郵送により提出している。また、議員提案の意見書についても積極的に活用している。

5. 議員同士の自由な討議

全員協議会においては、議題について期数や年齢、役職等に関係なく全議員の意見等を聞く場として、議員同士の自由な議論が行われるように努めている。

また、予算や決算の審査の中で報告書をまとめる過程においても、自由に討議できるように努めている。

6. 専門分野に関する研修

県や国の町村議会議長会の研修に積極的に参加しており、議員としての能力向上を図っている。また、町議会独自で議員のあり方の研修会や町職員を講師に専門的な研修会を開催し、議員の資質や専門性の向上に努めている。

事績2 住民に開かれた議会

1. 住民との連携

基本条例に基づき、議会の活動に関する情報公開、説明責任を果たすため、本議会での各委員会・全員協議会について、住民の皆さんが傍聴できることを周知するとともに傍聴されている皆さんに資料の提供を行っている。また、請願、陳情の審査を行うにあたって提案者の意見を聞くように努めている。

2. 住民への広報活動

議会日程や一般質問の内容等を防災行政無線、議会ホームページにより事前に周知を実施している。また、いままでオフトーク放送を利用して一般質問の録音放送を住民に流していたが、平成29年にオフトーク放送が終了したため、継続して放送を聞くことができないかと審議する中で特例的に防災行政無線で一般質問の録音放送を流すことを実施している。

議会ホームページでは、会議録、議会だより、一般質問内容・答弁、議決結果など掲載し、議会の情報を積極的に住民に周知するよう努めている。

3. 議会だよりの充実

議会だよりを年4回発行し、より多くの人に読んでもらうため、毎回広報特別委員会で数日にわたり内容について議論を重ねて「より分かりやすく親しみや

すい議会報」になるように努めている。また、講習会への参加及び印刷会社等へ見学に行くことにより、議員の資質及び知識の向上を図っている。

4. 町内各種団体等との連携

町内各種団体の総会及び懇親会、各地区で行われる事業及び行事へ積極的に参加し、情報共有、意見交換等を実施している。また、各委員会の所管事務調査を実施するなかで、民間施設からの聞き取り調査を実施することで現状把握と連携に努めている。